

津別町行政改革大綱

平成8年6月策定

1. 基本方針

- (1) 本町を取りまく行財政環境は、町内の産業基盤の流動化とあわせ極めて厳しいものがあるが、本格的な高齢化社会の到来への対応とともに情報化、国際化の進展、生活の質や環境への関心の高まりなど社会情勢の変化、さらには住民の多様なニーズに即応しつつ活力に満ちた魅力ある地域社会を築きあげていくために創造的かつ柔軟な組織、機構の構築に向けて行政改革の推進をはかるものとする。
- (2) 行政改革の推進にあたっては、行政サービスに十分留意しながら津別町行政改革推進委員会の答申内容を充分考慮するとともに、議会をはじめ町内関係機関等全町的な理解と協力が得られるよう努めるものとする。
- (3) 行政を担う職員は、最少の経費で最大の効果を上げるために常に社会情勢の動向を把握し、これらに対する問題意識と公務員としての自覚をもって積極的に行政事務に取り組み、効果的な行政運営につとめるものとする。
- (4) この大綱の推進については平成8年度から概ね3ヶ年間にわたって実施するものとする。
- (5) この大綱には、先の部分答申にもとづき作成した津別町行政改革推進方針（第一次）を再掲することとした。

2. 具体的方針

- (1) 事務事業の見直し
 - 1) 行政手続条例を制定し、行政手続きの簡素、合理化をはかるとともに行政情報の公開についても検討をすすめ、公平かつ透明性のある行政の推進につとめる。
 - 2) 業務内容上、民間委託が適当な事業については住民サービスの維持向上に配慮しながら推進をはかり、効率的な行政運営につとめる。
 - 3) 小規模校について教育効果と学校運営面等、現況および将来の動向を見極め、適正規模（統合等）の検討を行う。
 - 4) 広域行政については、社会情勢の変化に対応しうる執行体制確立のた

め、広域事務組合等の業務内容の見直し、点検をはかる。

5) 使用料及び手数料については経済情勢の変動等を見極めるとともに、管内町村との均衡をはかりながら見直し検討を行う。

6) 経常的な物件費、管理費について節減合理化をはかるとともに、食糧費の

7) 行あたっても扱い上の基準を定め、節度ある執行につとめる。

(2) 時代に即応した組織機構の見直し

1) 新たな行政課題や町民の多様化するニーズに対応するため、企画振興課の体制強化、電算情報室の新設、係の新設、統合等全般にわたる組織、機構の見直しを行う。

2) 選挙管理委員会事務局及び監査事務局体制の整備を行い、効率的執行をはかる。

3) 課、係の名称については、業務の実態に即したわかりやすい名称とし、その表示の方法についても検討を行う。

4) 技術職員の職務の変更は、行政全般の業務量の推移を見計らい検討を進める。

5) 津別町振興公社については、管理運営面での独立採算体制がはかれるよう努力する。

6) 各種委員会、審議会について、定数の見直しのほか、関係委員会の統合等の検討を行う。

※ 1)～6)は第1次推進方針再掲

7) 各種委員会等の委員（議会選出委員を除く）について、委嘱時に70歳を目処とした選考基準を取り入れる。

(3) 定員管理及び給与の適正化の推進

1) 定員管理について事務事業の簡素化、能率化をはかるとともに、事業量の推移を見極めより効率的な機構の見直しをすすめ現定数の5%削減に向けて関係機関と調整の上、整備を行うものとする。

現執行体制についても、適正配置に配意し、最小の経費で最大の効果が期待できるよう、少数精鋭化の体制づくりにつとめるものとする。あわせて臨時職員の執務量、委託業務量についても内容精査の上見直し、抑制につとめる。

2) 職員の給与については給与決定の根本基準である職務給の原則、均衡

の原則に基づくものとし、基本的には国公に準拠し決定する。専門職種については管内情勢等との均衡をはかり給与体系など検討する。

3) 特殊勤務手当については、手当の内容と実態を調査の上、見直しをはかる。

(4) 効果的な行政運営と職員の能力開発の推進

1) 多様化、高度化する住民ニーズに即応しうる政策能力や新たな時代の流れに対応できる創造的能力を有する意欲ある人材養成のため国、道、市町村間はもとより広く民間企業を視野に入れた人事交流、研修計画を進める。

2) 職員が行政の担い手として確固たる自覚、自信を持ち、事務改善や事業計画策定について官から民への発想転換、あるいは、行政サービス改善に向けての意識改革など従前の思考、手法にこだわらない主体的、積極的な提案、提言がなされるような自主研修、研鑽の機会設定など、環境づくりを図る。

3) 国際化、情報化時代を迎えて、それらに対応しうる資質、感性、能力をそなえた人材育成につとめる。

(5) 行政の情報化の推進による行政サービスの向上

1) 行政の効率化や町民に対する行政サービスの向上を図るとともに、高度情報通信技術の進展に対応するためP C - L A Nの導入を図る。

= 第1次推進方針再掲

2) O A機器の自己導入により外部委託電算業務の自己処理を進めるとともに、ネットワークシステムの推進による情報の一元化、窓口事務の迅速化、待ち時間の短縮など事務改善をはかる。

(6) 会館等公共施設の設置及び管理運営

1) 公共施設の設置にあたっては、町政の長期的展望に立って緊要度、将来の財政負担、利用者の利便、管理上の効率性などを見極めその規模、水準、位置など十分検討の上実施する。

2) 既存の公共施設について、利用者、入居者がわかりやすく、利用しやすい施設とするための利用方法の表示、施設内表示板の整備などを図る。

3) 庁舎内諸施設、器具の管理、清掃など可能なものについては自主的実行につとめる。

4) 公共施設の管理運営については、用途、効率性、特殊性などを総合的

に検討し、可能な部分について外部委託をはかるとともに、現行の委託業務内容について、より効率化、節減化のための見直しを行うものとする。併せて、地域の施設についても基本的に地域の責任において、自主管理がなされるよう理解と協力を求める。

5) 津別高校については間口数等現行水準の確保、向上のため全町的協力体制による運動を推進する。

4) 医療機関の継続、充実については、関係機関の理解、指導を求めながら対応を図るものとする。